

ユーザシステムの進化

# 先進的IT利活用による戦略的防衛医療の提案 究極のゼロ・クリシック ビーでも型ナースコール

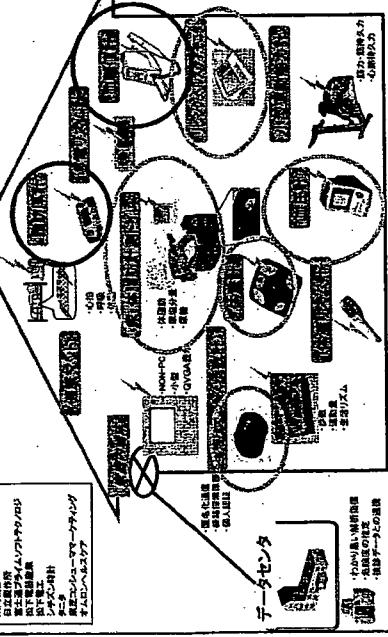





Copyright Koninklijke Fonsd & H. Tatsuno. All rights reserved 2003.

解説・NEDOプロジェクト H15-17

一級機プロトコルで接続

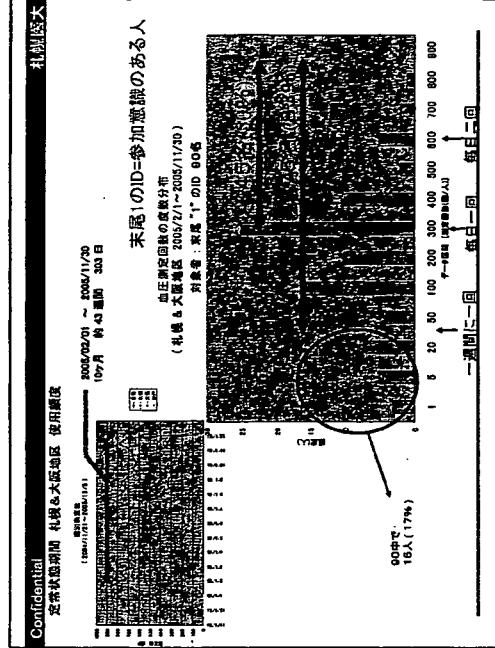


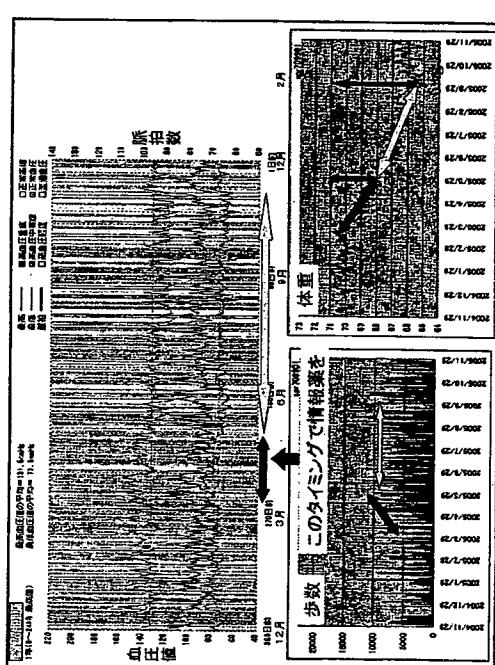
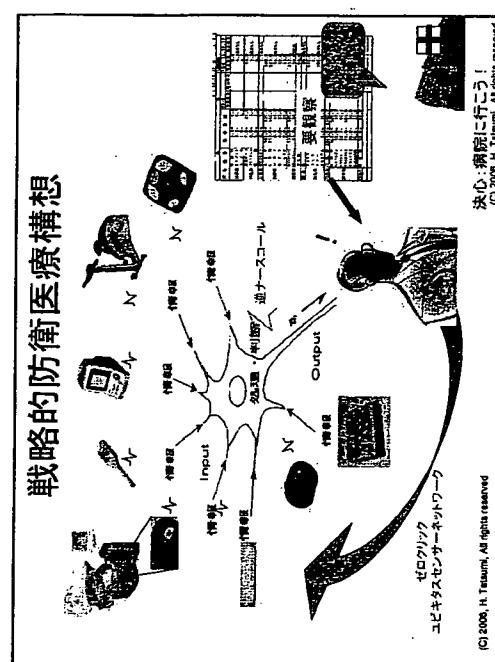
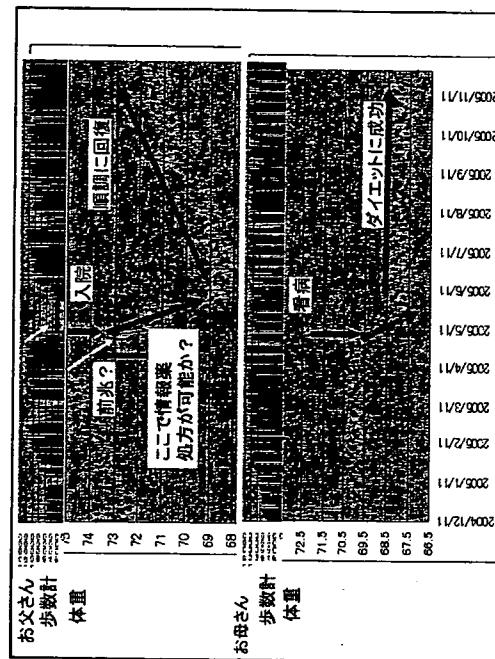
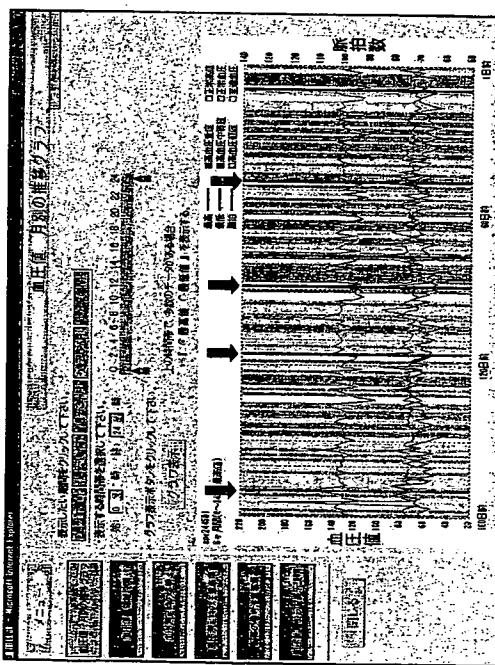
71軒 利用者総数 約200名 [登録284名]

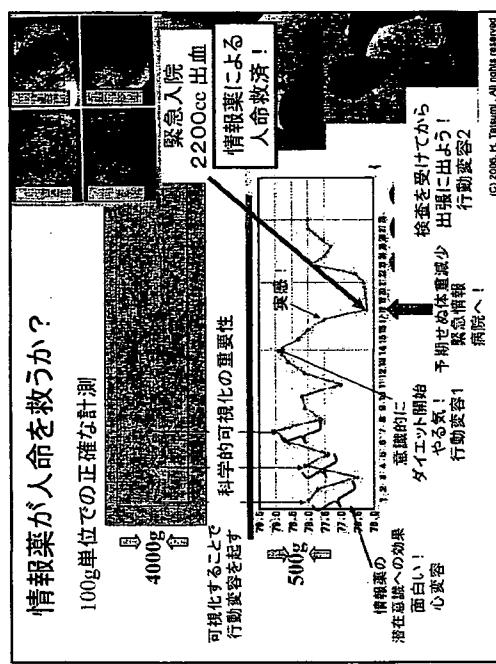
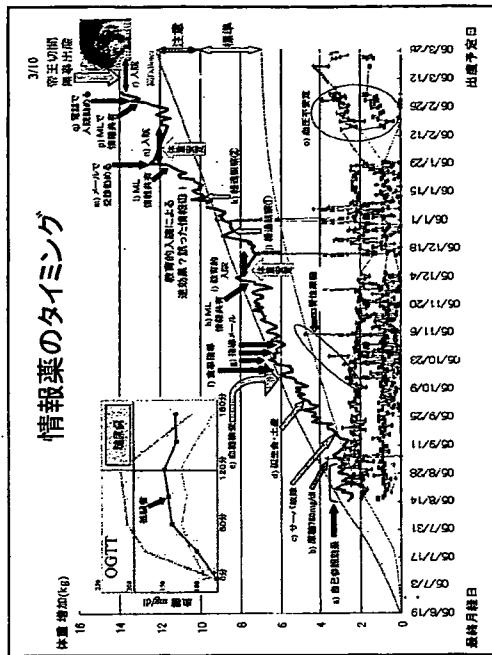
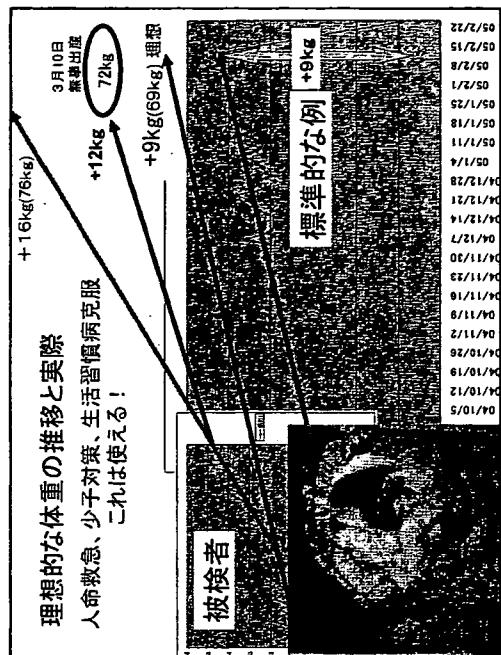
卷之三

強化用間はやつてしない。まつたくまつたらかし。

- 病識のない人  
やる気のない人を、やる気にしてせる。
  - 医療の範囲のひとではなく、  
健康のサービスの新しいお客さん開拓。
  - EBM、EBHIはしない?  
歩いたらよいのは分かっている。  
食べ過ぎたら悪いのがわかつている。
  - どうしたら、良いことを続けられるか?  
その気になるか?





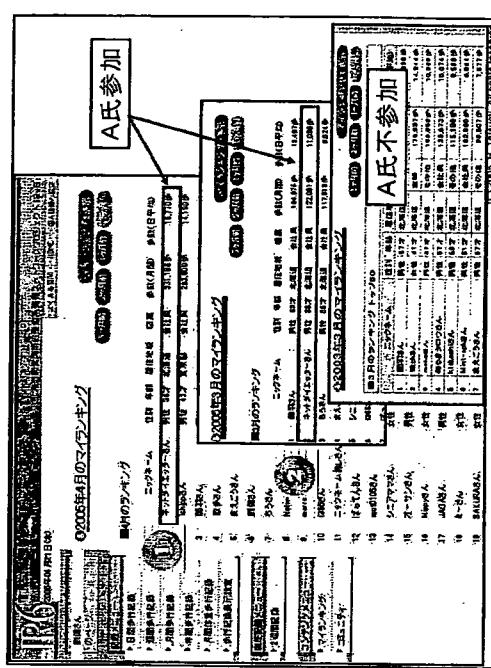
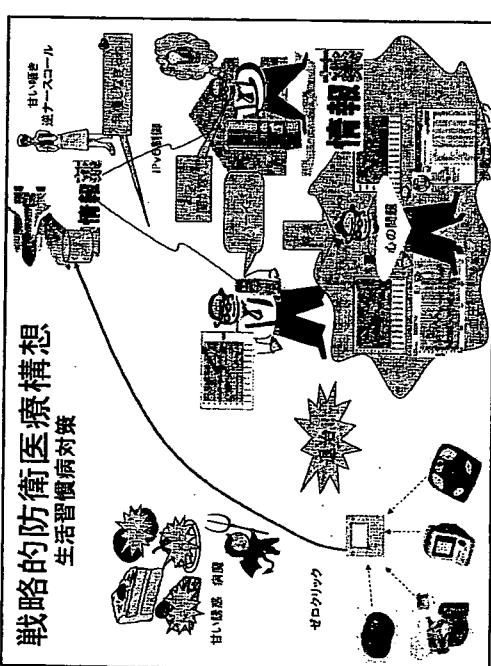
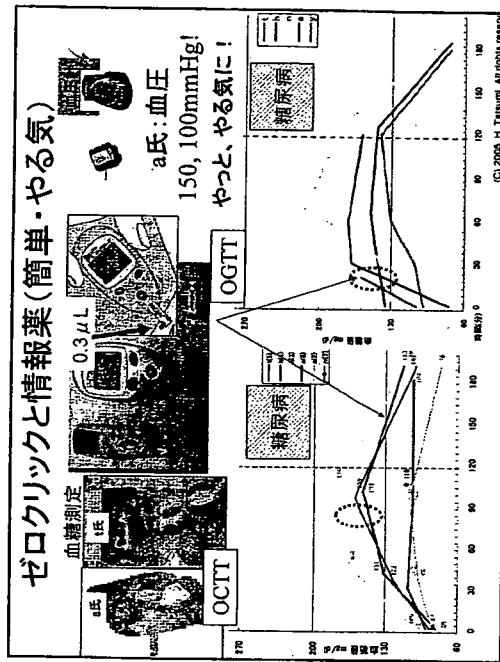
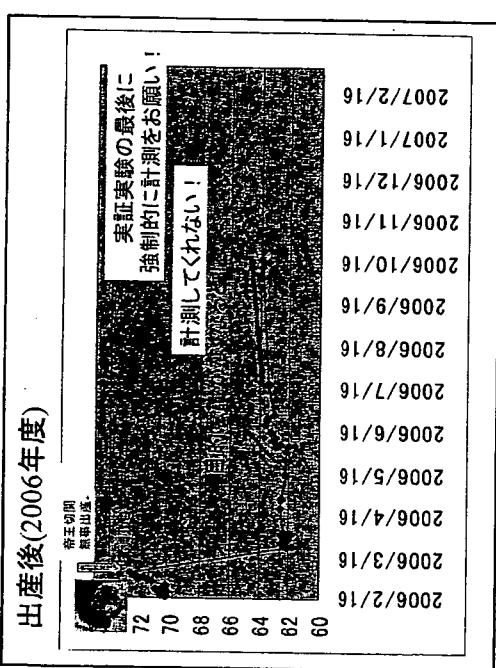


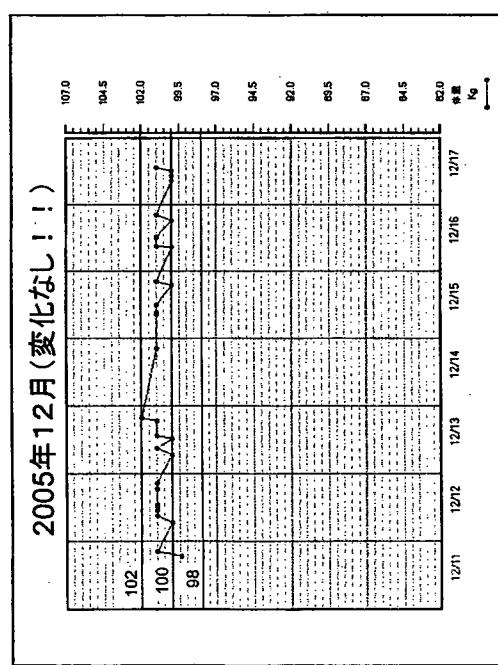
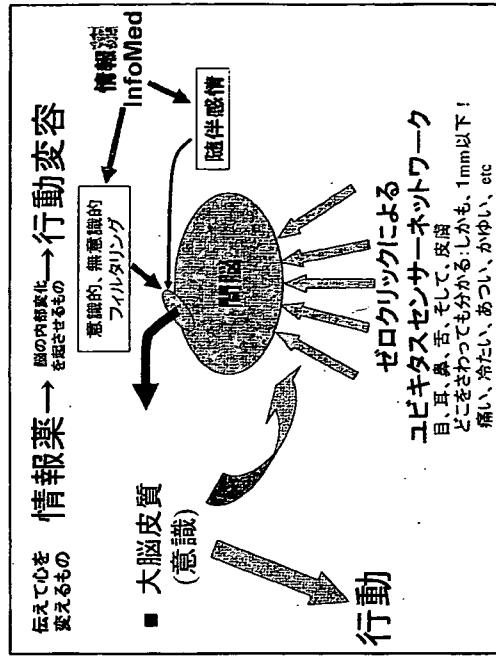
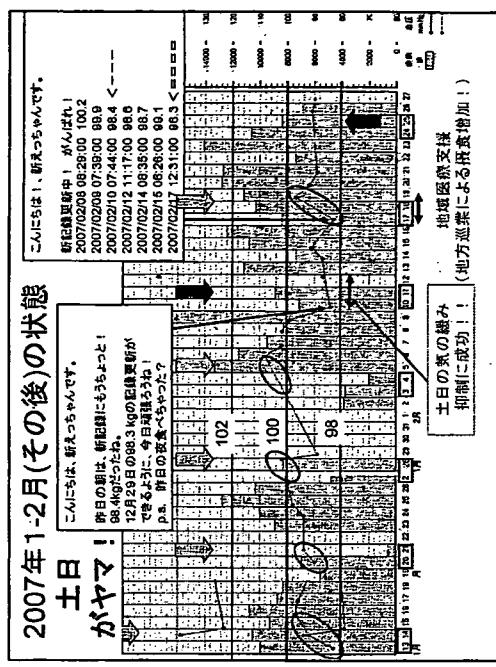
## 少子化対策

- 子供が欲しい人
- 不妊症・基礎疾患・老齢の婦人等の妊娠管理
- 不育症に対する治療など、なぜか強調している。
- 安全な出産のための健康管理制度(妊娠中検査等)
- 肥満、高血圧、糖尿病、腎不全
- 精神的な不安定

最適な被検者：高齢出産でリスクファクタが多い

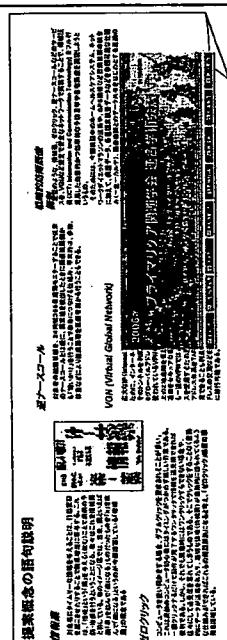
- 非常に子供がほしい、
- 不育症：数回にわたる流産
- あまり妊娠管理していない、
- BMI高い、
- 協力的である。

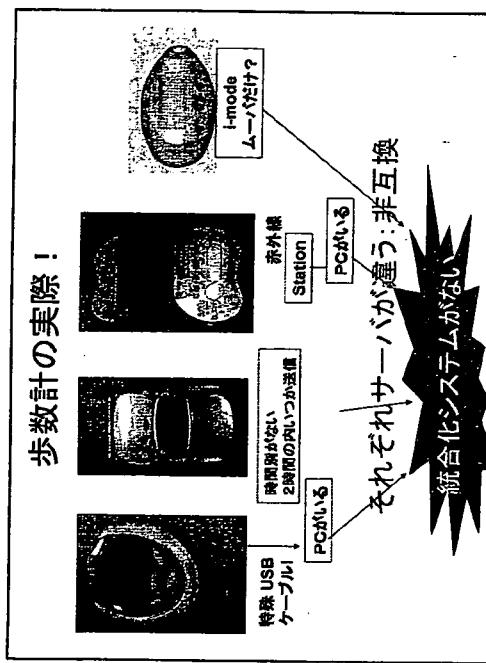
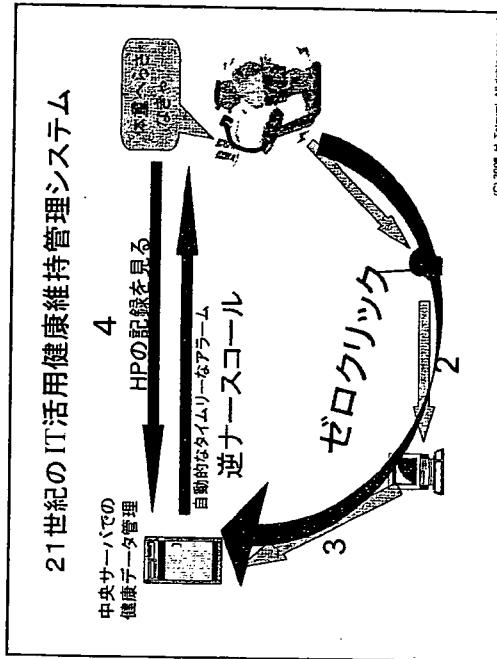
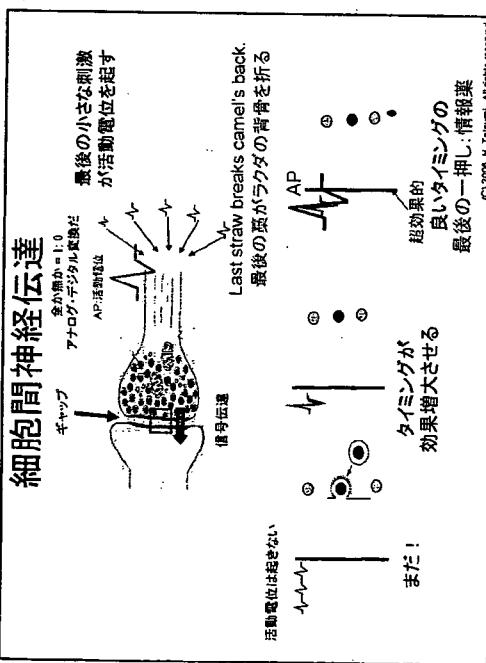
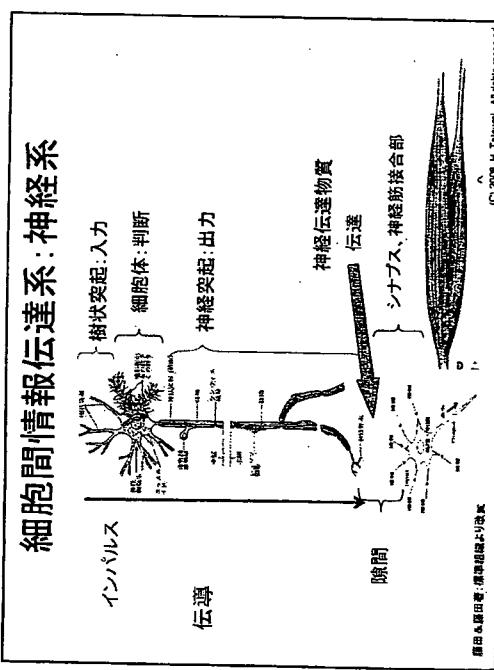


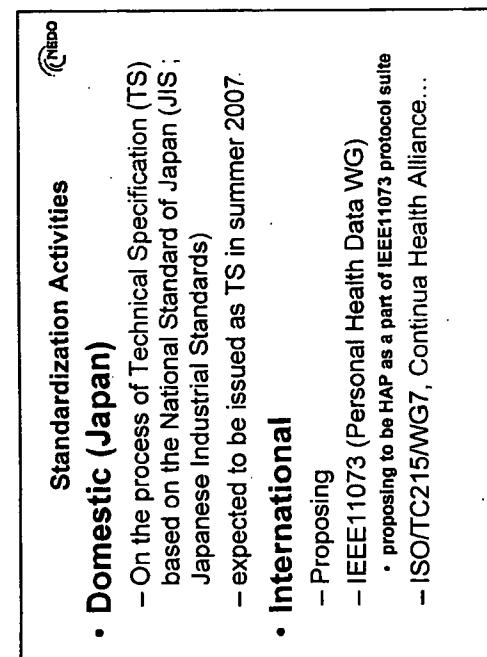
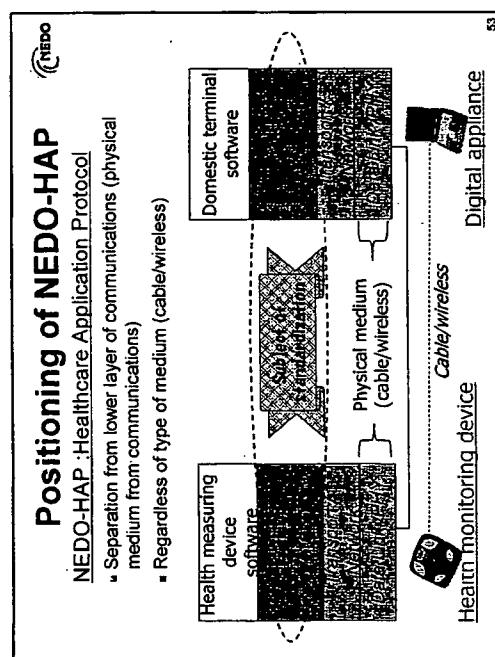
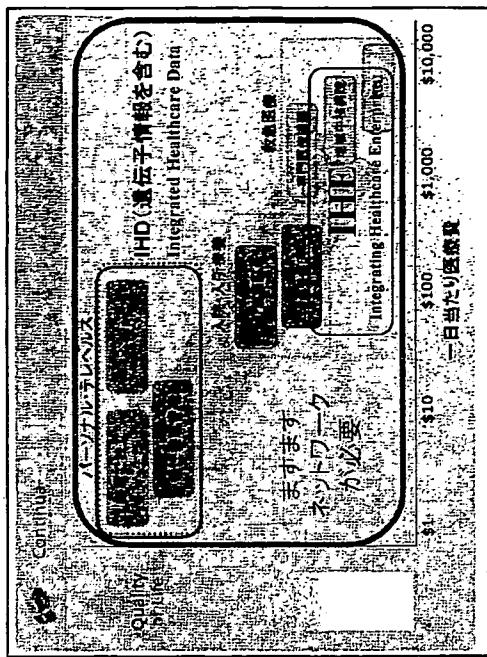
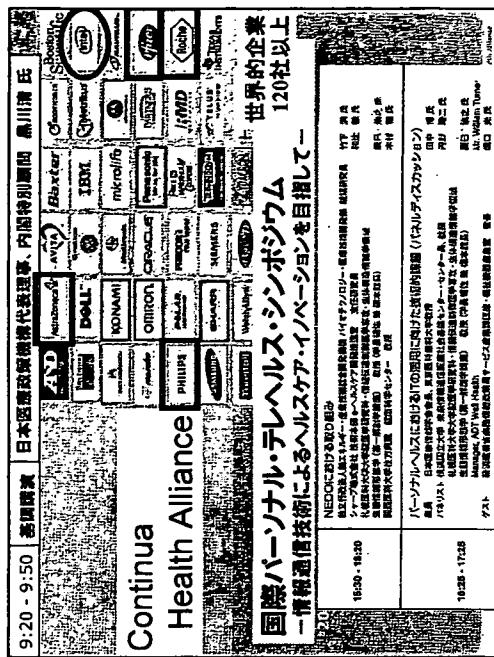


## 情報葉になるか 2006年5月13日 学会での演者としての発表

PC18-4  
生活習慣病予防のための高度IT利用によるリアルタイム健康管理システムの開発  
～情報葉、ゼロクリックによる戦略的防衛医療～  
佐藤義和・戸倉一郎・川島義典・高橋正洋・辰巳治之  
情報葉大手・情報葉情報センター・情報葉大学・情報葉大学・情報葉大学・情報葉大学





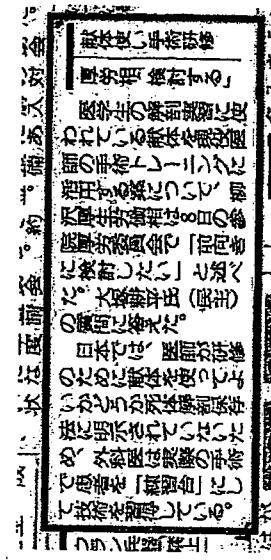






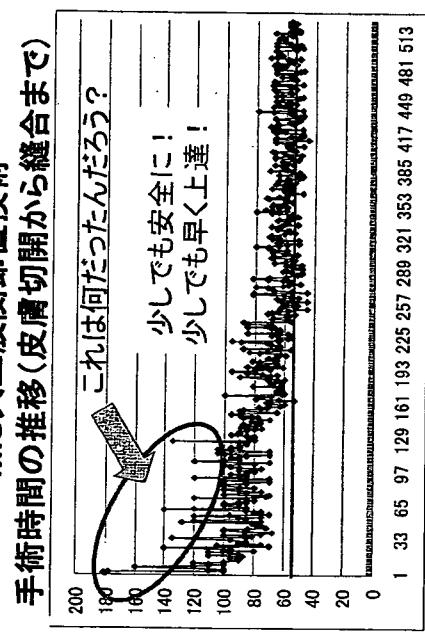
## インパクトファクター Zero !

5月会員登録申込用紙  
申込日: 2007年5月9日



2007年5月9日:朝日新聞

## MIS人工股関節置換術 手術時間の推移(皮膚切開から縫合まで)



スーパーードクターー出典 出典:湘南鎌倉人工關節センター 平川和男

## 2007年4月公開フォーラム

:6月特区申請

- ・医療技術研修・研究センター設立にへ向けて  
MERI(Medical Education and Research Institute)



- ・あなたは安全な薬、安全な手術が必要ですか?
- ・はい。
- ・では、あなたは献血されますか?
- ・えつ、..、ちょっと、..、
- ・では、献血してくださる方がいますが、反対ですか?
- いいえ。是非お願ひします。

## 公開討論会

次のとおり講題の助成を申請いたします。

- 1 公開講題の名称  
献血についてありますか? ~これから医療界・社会の発展~
- 2 公開講題の目的  
札幌大谷病院で献血を紹介し、ご遺体を医療技術や研究開発に用いることの是非について議論することにより、その必要性と新しい時代における理解・コンセンサスを得ることを目指します。
- 3 開催日時 場所  
開催日時: 2007年6月10日～16:00 (予定)  
場所: 北海道立道民会館 (予定)
- 4 参集人数 実定人数  
参加料: 一般市民  
参加料額: 500円
5. 手数料支給額: 100円



## PDF情報を活かす③

# 医療制度改革とセブト活用

岡本 悅司

2008年医療制度改革の重要な柱にメタボリック症候群対策があり、全医療保険者に40～74歳被保険者にメタボリック症候群のための健診検査と保健指導が義務づけられる。義務づけられる健診と保健指導は、従来からの「通常」の保健事業と区別するため「特定」健診検査、「特定」保健指導と呼ばれる(以下、特定健診・保健指導)。

開設があるといけないので最初に述べるが、特定健診・保健指導が義務づけられるからといって、それ以外の、たとえばがん検診のような「通常」の保健事業をやらなくていいとか、ましてや禁止されただけでは決してない。通常の保健事業も今後いつそうやるべきだが、計画や評価の対象になるのは特定健診・保健指導だけ、という意味である。たとえば腹囲が85cm(男)未満で肥満ではないが血圧は高い、という人も保健指導は行うべきだが、特定保健指導には該当しないので評価対象にはならない。

今回の改正の要点を列挙すると以下の通りである。

- 保険者が主となることによりセブト情報を活用する方針が強く打ち出された。
- 特定健診・保健指導のデータは、保険者においてデータベース化され管理される。

保険者は5年間の特定健診検査等実施計画を策定し、「成果に関する具体的な目標」を定める。

- 計画の目標達成状況は評価され、後期高齢者医療制度支援金の増減というかたちでペナルティが課せられる。

おかもとえつじ：国立保健科学院総合管理室長 連絡先：〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

表1 特定健診・保健指導の参画標準

項目	分子	年度中の特定健診受診者数	母子	年度末の40～74歳被保険者数	目標
特定健診検査実施率	分子	年度中の特定健診受診者数	母子	年度末の40～74歳被保険者数	単一健保・共済 80%
特定保健指導実施率	分子	年度中の健診受診者のうち動機づけ+積極的支援利用者数	母子	年度中の健診受診者数	総合健保・政管・70%
メタボリック症候群該当者および予備軍減少率(1-分子/分子)	分子	2012年度健診データにおける該当者および予備軍(2008年度に該当者であった者を除く)	母子	2008年度健診データにおける該当者および予備軍	市町村国保 65%
		実数ではなく直接法による性・年齢補正した推計値			45%
		10%			

第5回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会(2007年2月28日)資料8より抜粋作成

表2 標準的健診検査・保健指導プログラムの変更点(下線部)

項目	暫定版	確定版
対象者	対象者が医療機関で治療中の場合、医療機関と連携を十分でき、医療機関で保健指導が十分できる場合等には、主治医の指示がない場合等には、必要な保健指導が確実さない、特定保健指導の対象としない。	対象者が医療機関で治療中の場合、医療機関と連携を十分でき、医療機関で保健指導が十分できる場合等には、主治医の指示がない場合等には、主治医の依頼または保健指導対象となる。

第6回保険者による健診・保健指導の円滑な実施方策に関する検討会(2007年2月28日)資料8より抜粋作成

対象者が医療機関で治療中の場合、医療機関と連携を十分でき、医療機関で保健指導が十分できる場合等には、主治医の指示がない場合等には、主治医の依頼または保健指導対象となる。

対象者の選定はこれまで公衆衛生にはなかつて、目標を達成できなかつた者にはペナルティを、逆にいい成果を上げたら賛賞(インセンティブ)を、という信賞必罰の論理は、保健という制度のシビアな側面を物語っている。

2008～2012年度の5年間にわたって都道府県は医療費適正化計画を、各保険者は特定健診検査等実施計画を策定し、その中で具体的な目標が定められる。保険者が払う後期高齢者医療制度への支払金は2012年度までは全保険者共通だが、2013年度からは5年間の計画の評価によって最大10%増減される。この率がそのまま保険料にはねかえるわけではないが、全般保険者が保険料の増というかたちでペナルティを受けたり、逆に減というかたちでペナルティを受けたり、逆に保険料減というインセンティブを受けることになる。

保険料減と特定保健指導の実施率という目標は参画標準と呼ばれ、現時点では、特定健診検査と特定保健指導の実施率というプロセス指標、そしてメタボリック症候群該当者および予備軍の減少率というアウトカム指標の3指標が予定されている。その概要を最近の国際会議の資料より作成したものが表1である。それによると、2012年度までの5年間に全保険者が

最低10%削減を達成しなければならず(計算上は、2008年度～2015年度の8年間で25%削減を達成するためには、年平均3.5%、最初の5年間で16.4%削減を達成しなければならない)、削減率がこの数値に達しなかった保険者は、最大支払金が10%アップすることになる。なお、削減率とは絶対数の削減ではなく、年齢補正した値での削減率である。たとえば今メタボリック症候群が100万人おり、高齢化の影響で8年後に120万人になるとしたら、その25%減、すなわち8年後の該当者数を90万人に抑制できれば、25%減を達成できることになる。

しかし、特定健診・保健指導のバイブルとも言ふべき「標準的な健診・保健指導プログラム(以下、プログラム)」の、どこにもDMという用語は見当たらず、「医療管理による支援」と表現されている。保健指導は、情報提供(所見なし)、運動機づけ支援、積極的支援、そして医療管理による支援の4段階があるが、保険者による支援のみであって、医療管理による支援までは義務づけられていない。

セブト活用によるディジーズマネジメント

医療保険者がメタボリック症候群対策の主体に位置づけられた最大の意義は、レセプト情報を保健指導に活用できることにある。健診検査で医療指導と判定されながら放置する割合は相当高いこと、現に治療中の者に保険者が介入することは、おかもとえつじ：国立保健科学院総合管理室長 連絡先：〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6

主治医権の問題もあって微妙な側面をはらんでおり、プログラムの暫定版(2006年7月)と確定版とを比較すると、確定版では「治療中の者は特定保健指導の対象としない」ことが明確にされた(表2)。つまり治療中の患者にどんなに保健指導を行っても、評価してもらえないわけである。

に、治療中の者に指導をしてはいけないのでなく、メタボリック症候群削減というアウトカムを達成するために、医療管理による支援(DM)は不可欠である。最近の検討会に示されたフローチャートがそれらの関係をわかりやすく示している(図1)。40~74歳の全被保険者について、健診未受診者も含めてレセプトと突合し、現に治療中の者についてもかかりつけ医と連携して保健指導を行う。同様に、血圧は高いが腹囲が35cm未満(男)であるため特定保健指導の対象にならない要素者にしても、医療管理による支援(DM)で対応すべきとされている。

完璧のアウトカムであるメタボリック症候群削減の成否は、皮肉にも特定保健指導とはされないディジーズマネジメントに保険者がどれだけ積極的に取り組むか、にかかっている。

### 保険者の情報収集と国・都道府県への報告

メタボリック症候群対策のもうひとつ目の柱は、徹底した情報化である。医療保険者はレセプトや検診データをデータベース化し、健診・保健指導の評価をしたり、受診勧奨者の受療状況の確認に活用することが求められる。情報化の効果は、コンビニチェーンを想像するとわかりやすい商品を、過不足なく、かつ新鮮な状態で供給できるのは、チーン店を結ぶ情報ネットワークのお陰である。それによって、気温が1℃下がればおでんがどれだけ売れ、1℃上がりがあればアイスクリームがどれだけ売れるか予測でき、店は必要な量だけ仕入れることができます。もし情報システムがなかつたら、コンビニ店にはいたるところ客の行列ができる、売り切れの品物や、余って腐ってしまう商品が発生する可能性がある。

国際的にも注目されるのが国メタボリック症候群対策は、健診・保健指導ならびにレセプトのデータを情報システムとして活用することが前提となる。健診・保健指導データは、当初からXML形式の電子情報をとして収集される予定だ

う商品が誕生することだろう。

情報化が医療費適正化につながるかは今後を待つかないが、今回の改革が医療保険者の情報化を加速することは疑いない。プログラムは、保険者はレセプト傷病名より生活習慣病に隸属する病名のあるものを抽出し、図2に示すように多様な集計を行うことを求めている。

傷病名の選択で特筆されるのは、従来のような主傷病だけでなく、記載された全傷病の中からメタボリック症候群関連傷病名を挙げる点である。また人工透析の患者の把握には腎不全という傷病名だけでは不十分であり、診療内容を見て人工腎臓の記載のあるものを挙げなければならない。これらの作業は今後4年内にレセプトの完全オンライン化が実現すれば容易だが、現在の紙レセプトのままでは、尾大な手間ヒマがかかる。一部の県の国保連合会では紙レセプトから傷病名を判読するOCR光学カード読みとり機が導入されているものの、それが利用できない保険者は手作業に頼るしかなく、大変な負担になるだろう。

さらに、保険者はデータベース化された健診データとレセプトデータ(傷病名と3要素のみ)を合わせた領票を、支払基金を通じて国に報告するこれが義務づけられる(図3)。なお、保険者に収集されるのは個人情報であるが、国に報告するのは匿名化された個票データである。この報告は単なる統計調査のためだけではなく、冒頭に述べた保健者ごとの実施計画の評価と、それに伴う後期高齢者医療制度への支援金の算出のために用いられるので、全保険者にとって重要な作業となる。最初の報告は、初年度終了後の2009年6~7月頃になる。

### レセプトオンライン化の必要性

国第5回標準的な健診・保健指導の在り方に脚注する検討会(2007年2月19日資料)によると、第5回標準的な健診・保健指導の在り方に脚注する検討会(2007年2月19日資料)によると、

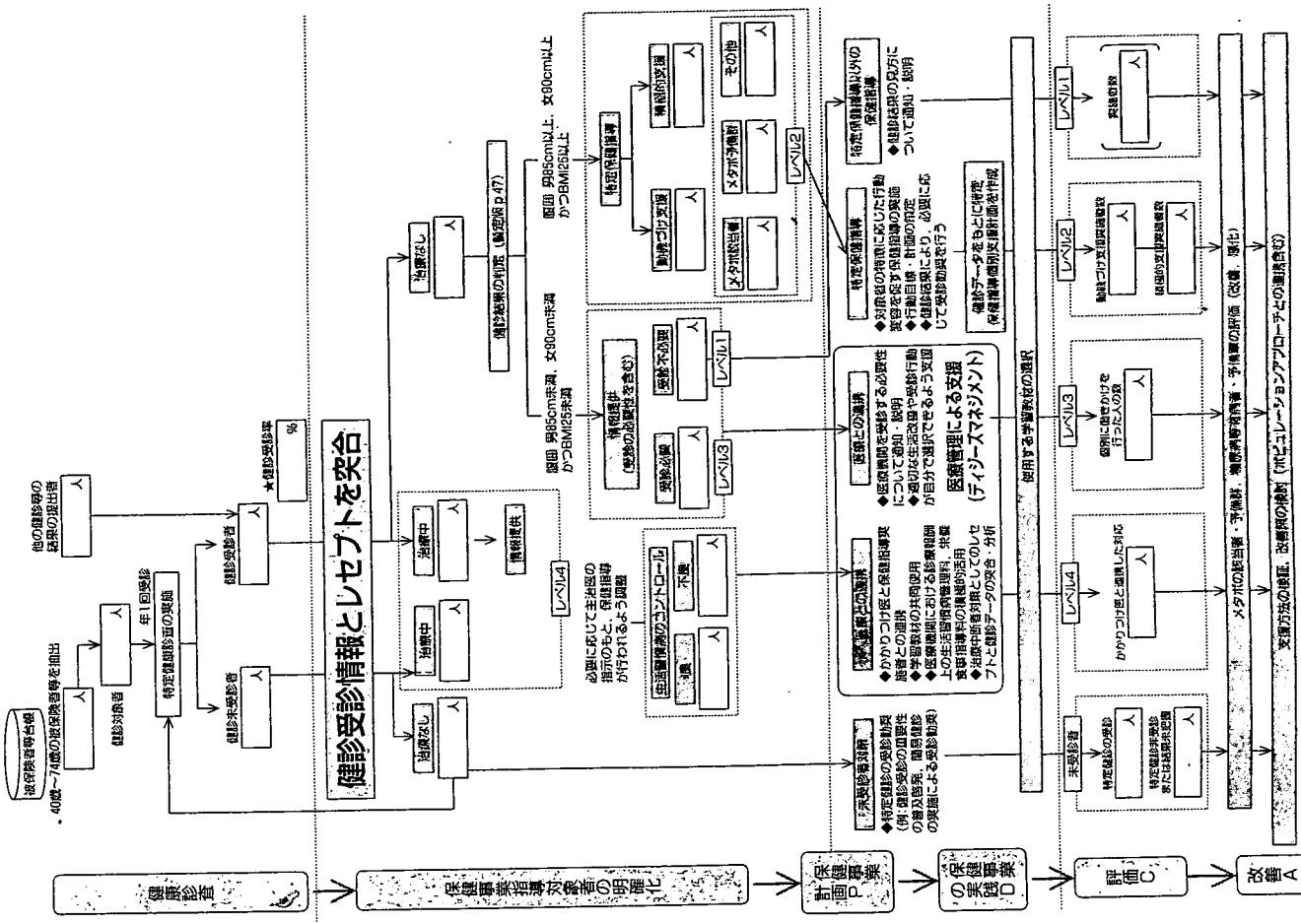
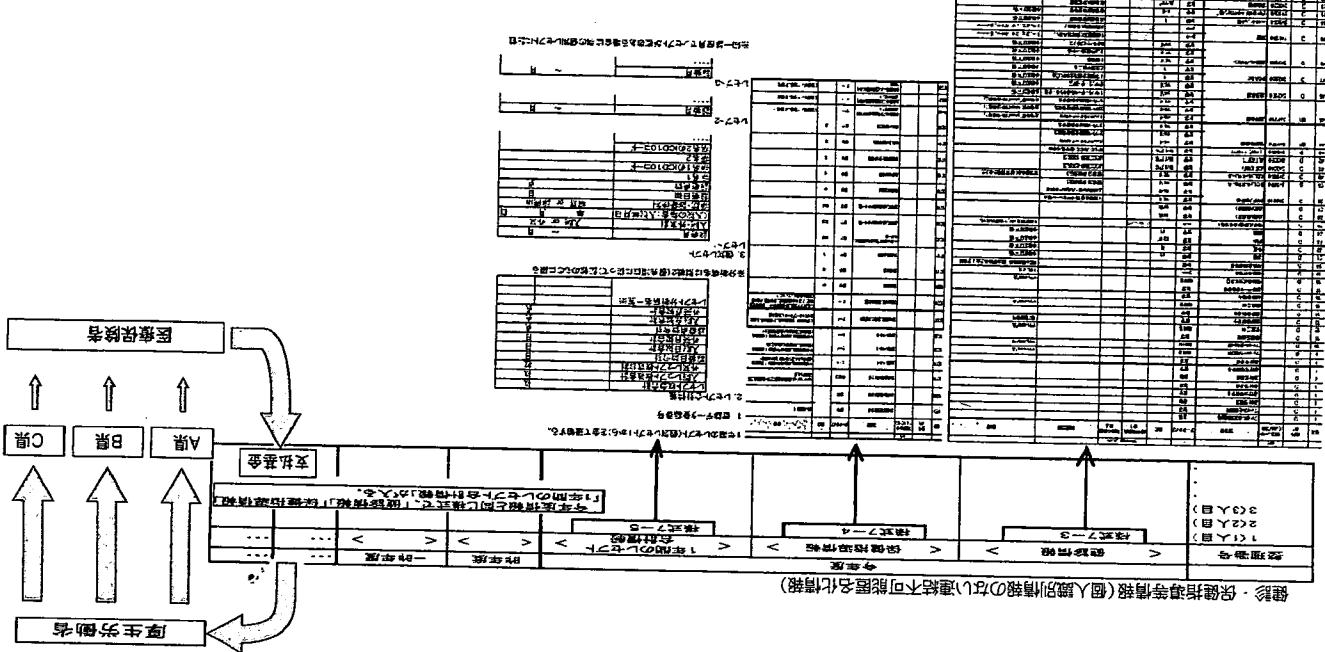


図1 糖尿病等の生活習慣病予防のための健診から保健指導実施へのフローチャート  
※検者注：健診後の保健指導は健診情報とレセプトの突合からスタートする。ディジーズマネジメントのワクと名前ははづきによる追記

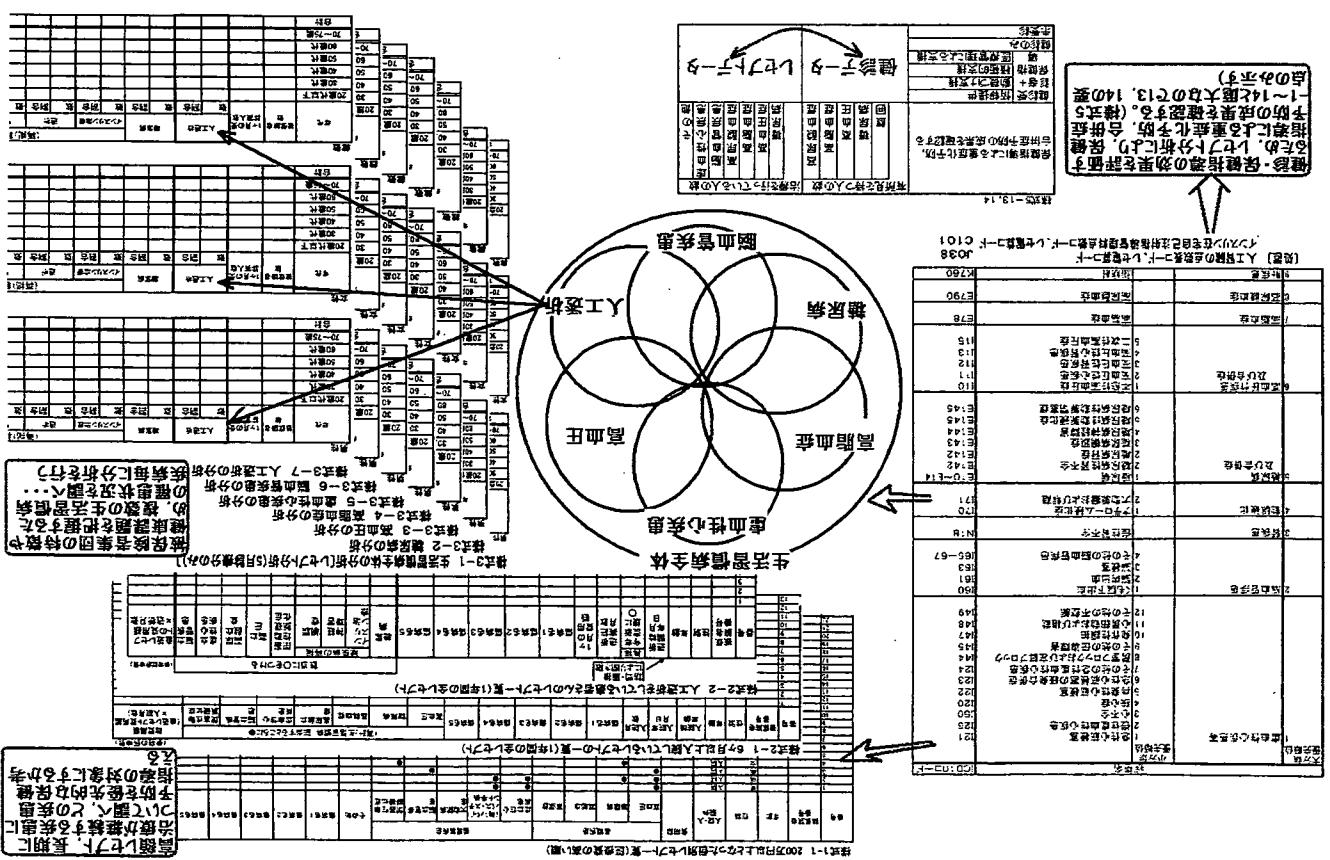
6~7月期间提出过，像影、保健指掌的实施状况ICU/T支执委会召开一次会议（准备会议通知函142条），之后再向人情报告机制上交。过去的一次大会上，与会者对“如何通过具体行动来加强医疗设备管理”这一主题进行了讨论。保健指掌工作小组（PP 183~186）等参与者出席。

图3 医疗保健→国·部直属局→卫生部



某市指挥部办公室文件：  
保健指掌工作小组（PP 173）报告称，为了确保医疗机构能够及时准确地报告医疗设备信息，他们正在积极协调相关部门，确保信息能够及时、准确地传递到市指挥部办公室。

图2 ××市指挥部办公室工作流程图



# リセプト情報紙を活かす⑥

## 国保ヘルスアップ事業ヒレセプト情報・情報

### 甲州市からの経過報告

岡本 悅司

文献

が、リセプトの電子化は遅れており、2006年10月分の電子化率が件数ベースで医科17.3%、調剤70.1%にとどまっている<sup>3)</sup>。今後4年内に完全オンライン化の方針が出されているものの、それでは大多数を占める紙リセプトを手作業で処理するしかない。

電子化リセプトもこれまですべて紙にプリントアウトされて保険者に交付されたが、支払基金は2006年4月より、電子化リセプトについて電子データのまままで保険者に提供する事業を開始し、2006年12月現在では政管と340健診保険組合が3,193万件のデータの提供を受けるようになつた<sup>4)</sup>。概念ながら国保ではこうした事業はまだなく、早急な開始が望まれる。

リセプトデータは決して特殊なデータではなく、ExcelやAccessといった通常のソフトでも分析や検索が可能である。効果的な保健指導やデータベースマネジメントのためには、保健事業に從事する担当者が自らコンピュータースキルを習得し、データの有効活用を図つてゆかなければならぬ<sup>5)</sup>。

1) 岡本悦司・他：レセプト実合による基本健康診査受診者の受診状況。日本公衛誌43(10)(演題抄録)：92。

1996

2) プログラムの全内容は厚生労働省(mhlw.go.jp)ならびに国立保健医療科学院(niph.go.jp)のサイトに掲載。

3) 東京都国民健康保険面会連合会、東京の国保48(563)：26、2007

4) 日刊社会保険新報2006年12月27日号 pp 6-7

筆者は所属する国立保健医療科学院では昨年度より、医療者や自治体関係者を対象に電子リセプトデータを実際には米国入院リセプトデータを使用し、Accessを用いて解析するe-learningコースを開設し、初年度は20名を超える修了者を出すことができた。今後も継続してゆく予定なので、関心のある方は是非トライしていただきたい(くわしくは科学院サイト niph.go.jp を参照)。

ム(2007年3月確定版)の作成に役立たれた。本モデル事業の特色は、全国33市町村にわたってほぼ一齐に、介入群だけでなく対照群も置き専門の評価者も置いて評価を行う、という国際的に例の少ない大規模プロジェクトであったことに加え、対象者を原則として国保被保険者に限ることにより、リセプトとの契合を可能し、医学的効果だけでなく医療費への効果も評価する、という点にあつた。

33にも及ぶ地域において様々な個別健康支援プログラムが実施されたのだから、介入群・対照群のレセプトを比較分析すれば質的なエビデンスが期待される。事実、2003年1月の第3回市町村会議でも、表1のようなレセプト分析が実施報告の項目として示された。しかし、その後成された個別健康支援実施マニュアルに医療費分析結果が掲載されているのは岩手県矢巾町のみで、その他の市町村については評価者が自発的に学術雑誌等に報告している。

マニュアルにも掲載された岩手県矢巾町は、プログラム実施前後の5年間のレセプトを収集分析し、「63歳未満では医療費の絶対額が減少し、すべての年齢層で通常群と比較して医療費の抑制が認められ、2年間で1人当たり10万円の外差額(医療費の増加が抑制された」と結論している<sup>6)</sup>。福島県二本松市は介入前後3年間の1人当たり医療費を比較し、最初の1年をベースラインにした時の外来医療費伸び率が対照群は2年目24.6%、4.その他 3年目15.5%増であったのが、介入群ではそれぞ

おかもとえつじ：国立保健医療科学院科学部経営室長 連絡先：〒351-0197 常磐県和光市南2-3-6

表1 医療費データの取り扱いについて(週刊国保事務誌2345:17、2003年2月3日より)

1. 医療費データを把握する目的  
(ア)介入群と対照群の医療費を比較し、効果を評価する。  
(イ)市町村全体の医療費の推移を把握する。
2. 医療費データの範囲  
(ア)市町村全体(入院、入院外、調剤レセプト)
  - ①1人当たり医療費
  - ②受診率(100人当たり件数)
  - ③1件当たり日数
  - ④1日当たり点数
3. 実施時期  
(ア)ベースライン平成14年5月診療分  
(イ)12回目平成15年5月診療分  
(ウ)13回目平成16年5月診療分  
(エ)14回目平成17年5月診療分
4. その他 可能であれば、レセプトを保管しておくこと

表2 Excel乱数生成機能を使ったシミュレーション結果の一例

	介入群(100人)	対照群(100人)	
	対象傷病、他薬剤費	対象傷病、他薬剤費	総医療費
平均	8485.5	51231.9	59717.7
標準偏差	4659.0	10307.6	11251.2

$p = 0.003$

\*有意差なしと判定される  
※専門別医療費で比較すると有意差ありと判定されるが、総医療費で比較すると有意差なしと判定される

れ7.2%, 14.0%増にとどまったと報告している。これら2市町は傷病分析は行わず1人当たり医療費で比較しているが、福岡県宇美町は、2つの異なるプログラム間で参加者が無作為割付けし、その効果を傷病別に分析している<sup>9</sup>。

モデル事業は2005年度からは一般的な補助事業として実施されようになり、2006年度は344市町村が助成を受けて実施している。その1つ、山梨県甲州市の事業について評議者として参加する機会を与えたので、保健事業の経済評価のためのレセプト情報活用のあり方に加え、2006年度から開始したばかりの甲州市からの経過報告を合わせて述べたい。

#### 傷病分析の重要性

ヘルスアップモデル事業は、参加者のレセプトをリンクすることにより、医療費への効果を評価した点は有意義であるものの、1人当たり総医療費による分析が中心で傷病別分析は必須とされてはない。個別健診支援プログラム実施マニエアルは「疾患別の医療費や受診率等に関する分析についてはレセプト情報をもとにを行うことは非常に難しいため、アンケート形式で受診の有無を把握する方法もある(Ver 2, 104頁)」としている。多くの都道府県国民健康保険団体連合会は毎年5月診療分については記載された主傷病による傷病名をデータ入力しているところは多くない。傷病分析を行っているが、それ以外の月については傷病名をデータ入力しておらず、傷病分析を行うとすれば、参加者全員の毎月のレセプトを収集し、傷病名を手入力してゆくしかなり、ヘルスアップモデル事業において傷病分析が必須とされたのもこのような理由からである。

う、また「介入の効果は、プログラムの対象とする傷病以外にも及んでいる可能性があり、医療費への影響を評価するという趣旨に沿うなら、医療費全体を分析対象とするのが適当である」という考えもあつた<sup>9</sup>。

しかし、この考えは首肯しかねる。介入の効果はやはり対象となった傷病の医療費で評価されるべきであって、介入により他の傷病も影響するとは考えにくく、やはり特定疾病に対する介入効果はその傷病の医療費をできるだけ客観的に抽出して評価するのが当然であろう<sup>10</sup>。傷病分析をせずただけでなく、統計的検定で有意差が出にくくなる、という問題もある。すなわち、そのプログラムが対象疾患の医療費を下げる効果があるにもかかわらず、誤って「有意差なし」と判定してしまう危険が増す。以下にわかりやすい例を示す。

1人当たり総医療費が約6万円、そのうち対象疾病的医療費が約1万円として、介入群対照群各100人ずつにプログラムを実施した結果、表2のように結果が得られたとする。こうした平均値の比較にはt検定と呼ばれる手法が用いられ、ExcelではTTESTという関数で行える。Excelの乱数発生機能を使えば100人ずつ計200人のデータも瞬時に「捏造」できるので、t検定を対象傷病の医療費間と総医療費間で行う。結果はp値(マグアアタリ率)で表示されるが、対象傷病間のp値を5%にとれば、このプログラムは有意に対象傷病の医療費を減らしている。それでも、総医療費間で比較すると介入群と対照群の間に「有意差なし」と判定されてしまう。

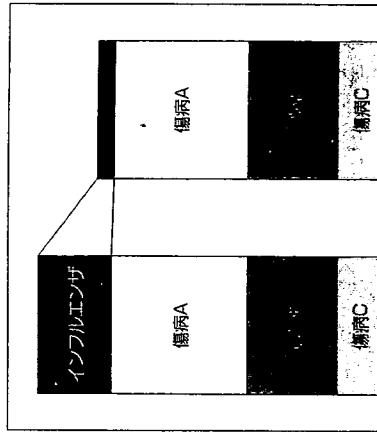


図1 受診日数によるワクチン有効性評価の原理

※ワクチンはインフルエンザの受診日数を減らすが他の傷病には影響しないと仮定すると、ワクチン接種者と非接種者の受診日数におけるインフルエンザの日数割合の減少分がワクチンによる効果と見なすことができる。

#### 客観的かつ定量的な推計の必要性

レセプトは診断書ではないので、ひとつのレセプトに複数傷病が記載されることは通常であり、高齢者やメタボリック症候群では特にそうである。2002年から複数傷病のレセプトについては医療機関が主傷病を明記することが義務づけられたが、必ずしも徹底しておらず、またそのレセプトの全医療費が主傷病に費やされたことになってしまった。客観的かつ定量的な傷病別医療費の推計とは言えない。こうした大雑把な分類法では〇%といつた微妙な医療費への影響を検出することは困難である。

多數のレセプト中の特定傷病に係る医療費や日数を客観的かつ定量的に推計する手法に比例配分法(Proportional Distribution Method:PDM)がある<sup>11</sup>。その活用例としてインフルエンザワクチンの効果測定を説明する。

ワクチンの効果測定は理想的には、無作為割付け比較対照試験(RCT)でなければ行えない、とされているが、自治体の保健事業ではそうした実験は不可能である。富城県名取市は1万人の高齢者30%がワクチン接種を受けた、保健センターワーに保管されている接種者台帳と国保2002年2月レセプトを個人名で照合し、接種者と非接種者の受診日数のうちインフルエンザの割合をPDMで測定した。その原理は図1のように、ワクチンはインフルエンザの受診日数のみ減少させるが、他傷病は影響しない、という仮定に基づく。ワクチンの有効性はRCTによるると約80%とされるが、この手法では83.4%という結果であった。レセプトと接種者台帳を照合することにより、臨床試験と同様の結果を示したわけである。

#### 甲州市での分析計画

甲州市ヘルスマップ事業は2006年度より5年計画で実施され、その個別健診支援プログラムは以下のとおり。

- 目的：糖尿病予備軍への効果的な支援体制
- 対象者：69歳以下または糖尿病の治療をしない方で①か②に当てはまる人。
  - ①空腹時血糖100～125 mg/dl(血糖値100～109 mg/dlまでの人にについては、さらに高血圧やコレステロール値なども高い人、糖尿病の家族歴のある人など)
  - ②HbA1c 5.6～6.0%
- 内容：学習会(医師講義と個別相談)、定期的にウォーキングの機会を持つ
- 評価：初回検査(精良荷査等)、3、6ヶ月後結果返却会
- 実施時期：1コース目 2006年11月～2007年5月、2コース目 2007年1～7月

山縣然太朗山梨大学教授を委員長とする推進会議が組織され、医療費分析にあたっては当初より以下のような方針が立てられた。

- 複数傷病をコード化入力する
- PDMによる客観的かつ定量的な傷病別医療費と日数を算出して評価する
- 介入群と对照群は5年の事業実施期間中継続してレセプトを収集し、PDMによる分析を

除外され、最終的傷病数は60,262であった。  
ICD10の中分類は200にも上るので、上位10傷病のみグラフ化した。

外来+調剤レセプトは上位10傷病とその他の傷病の点数について内側が日数、外側が点数のドナツグラフ(図3)で示す。

上位10傷病は日数では1/3だが、点数では半分近くを占める。その理由としては、調剤医療費は医科外来だけでなく歯科も含むことが考えられる。厳密に、調剤を含む総外来医療費を分析するには、歯科レセプトも含めて個人単位でリンクしなければならないのであるが、今回は歯科を含めなかったので、このように点数>日数の乖離が生じたものと考えられる。特に糖尿病と腎不全は日数割合が小さいにもかかわらず、調剤費用も含む医療費の面では非常に大きな割合を占める。

ヘルスアップ事業の今後

一般事業化されたヘルスアップ事業の参加市町村と予算額は2005年度41市町村、2億1,438万円から2006年度には343市町村、21億4,385万円と急増した<sup>13)</sup>。2008年度からの特定健診検査・特定保健指導の義務化に伴って、事業の縮小、数年後の廃止の方針が打ち出された。そのため甲州市の事業評価が今後どうなるかは不明だが、インフルエンザワクチンと同様、事業をやりっぱなしにするのではなく、介入群と、できれば対照群との比較によって、その効果を評価していくことは保険者としての説明責任と目される。特に保険者あたり毎年度で3,000～5,000万円の経費をかけたモデル事業については、勘定分析を含む詳細な検証を行うことが、2008年度以降の特定健診・特定保健指導を成功に導くカギと目えよう。

翻訳：本稿執筆につき、甲州市ならびに甲州市ヘルスアップ事業推進会議（山縣然太朗委員長）の御協力に感謝申し上げます。

文 献

- 1) 岡崎智子：地域実態の把握に基づいた生活習慣病対策

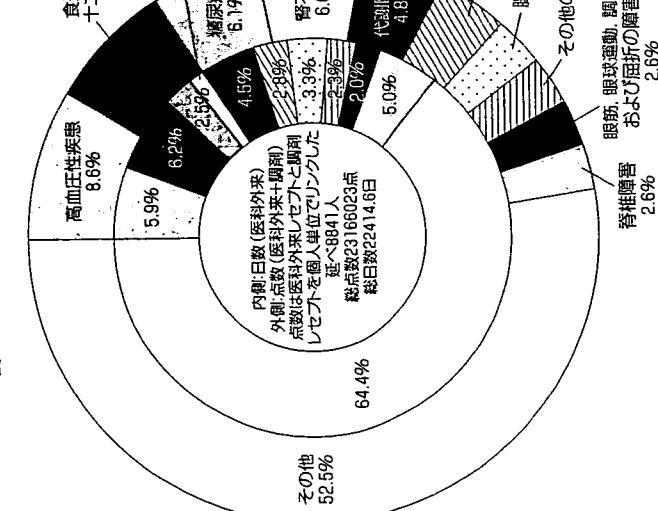
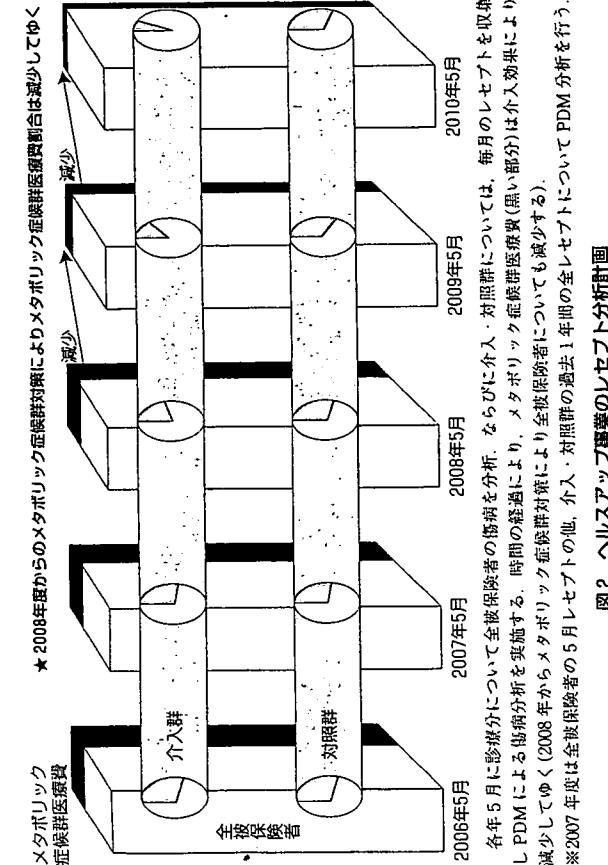


図3 甲州市2006年5月「外来」レセプト傷病分析結果(点数上位10疾患)

## リセプト情報を利用した研究の可能性

- 上富良野町の国保ヘルスアップ事業モデル事業の実践から、北海道の公営衛生 33:33-38, 2007  
事例研究之・他：血圧低下のための個別地域支援プログラムの効果に関する無作為比較試験——石川県小松市における国保ヘルスアップ事業モデル事業、日本公衛誌 53(8) : 533-541, 2006
- 3) 野田郁之・他：地域における過体重・肥満者を対象とした運動指導利用、坐骨指導による個別健康教育と介入效果の検討—筑西町(旧協和町)国保ヘルスアップモデル事業、日本公衛誌 53(10) : 749-761, 2006
- 4) 筑木潤美・他：鹿児島市における個別地域支援プログラムの有効性の検討、厚生の指標 53(11) : 12-18, 2006  
5) 石原千恵子・他：生活習慣病予防事業におけるメソナルヘルスの変化と生活習慣改善及び身体的健康度改善との関連、日本衛生学雑誌 60:442-449, 2005  
に関する研究——岩手県矢巾町における検討、日本医学会報 61:442-449, 2005
- 6) 関山明・他：個別健康支援プログラムの医療経済評価に関する研究——岩手県矢巾町における検討、日本医学会報 60:442-449, 2005
- 7) 小川裕一・他：医療費からみた国保ヘルスアップモデル事業の評価、厚生の指標 54(3) : 13-20, 2007  
8) 久千保子・他：生活習慣病予防事業による医療費への影響、厚生の指標 54(4) : 29-35, 2007
- 9) 岡本悦司：保健事業マニュアル原案を提示、週刊国保実務 2398:11, 2004
- 10) 岡本悦司：指標としての医療費分析の効用と留意点、保健師ジャーナル 62(8) : 624-627, 2006
- 11) 岡本悦司：リセプト傷病分析ソフト PDM を用いた医療費分析の実践例、保健師ジャーナル 62(8) : 634-639, 2006
- 12) Okamoto E: Reduction of Influenza-related Outpatient visits among Community-dwelling Elderly. Jpn J of Pharmacoepidemiology 8:55-60, 2003
- 13) 週刊国保実務 2555:11, 2007

## リセプトナショナルデータベースによる研究利用の可能性

岡本 悅司

「医療サービスの質向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会(座長/開原成光国際医療福祉大学大学院長、以下、検討会)」が終結し、

レセプトナショナルデータベース(以下、RNDB)構想が動き出した。本稿では運動の範囲とよりとて、RNDBと公衆衛生研究利用への可能性について述べる。  
2007年3月27日に公表された情報化グランドデザインは「2008年度末までに全国規模でのレセプトデータの収集分析のための体制を構築し、2009年度からレセプトデータの収集分析を段階的に実施し、2011年度から厚生労働省において全国規模でのレセプトデータを収集し、分析・公表を実施」とある。検討会は、このRNDBにおける①レセプト情報の収集方法、②分析の方法・用途、そして③国以外によるレセプト情報活用のあり方、を検討する目的で、厚生労働省厚労局長の主催で設置された。重要なポイントは③であり、国が構築するデータベースを自治体や研究者が公益や研究目的に活用することを認め、その範囲やルールを検討しよう、という点。RNDBの研究利用が拡大すれば、公衆衛生や医学研究に寄与でき、それがひいては医療の質向上につながることが期待される。

その懸念だしさは、今年の制度改革が、政治や選挙とは無関係に、綿密な検討・準備が進められたことと対照的である。特定健診検査・保健指導の根柢となった「今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)」は総選挙直後の9月15日に公表されているが、そこに至る1年間に10回もの会議を重ねている。新しい施策はまだ厚生労働科学の特別研究などで研究させ、得られたエビデンス(研究報告等)を審議会や検討会にかけ、

その結果や報告書を法律に反映させて制度化していくところ、本稿は最終回までの検討会の議論と報告書をベースとしたメンバーとして参加し、これまでの検討会を立ち上げ

おかともえじ：国立保健医療科学院 〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6  
RNDが急浮上した背景  
構想の絆縫にまづ触れたい。RNDBもレセプト完全オンライン化も4月スタートする一連の改革(特定健診検査・保健指導、新医療計画、療養病床再編、後期高齢者医療制度等)の一部と考えている向きもあるかもしだれないが、それは正しくない。RNDBを構築し、さらにそれを研究目的にも活用しよう、という構想は少なくとも当初の改革案にはなかった。

郵政民営化を争点とした2005年9月11日の総選挙は自民党の圧勝に終わり、小泉改革を加速させたことは記憶に新しいが、RNDBはこうした政治情勢を背景に急浮上——それも日単位で数えほどのテンポで——した。

その懸念だしさは、今年の制度改革が、政治や選挙とは無関係に、綿密な検討・準備が進められたことと対照的である。特定健診検査・保健指導の根柢となった「今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)」は総選挙直後の9月15日に公表されているが、そこに至る1年間に10回もの会議を重ねている。新しい施策はまだ厚生労働科学の特別研究などで研究させ、得られたエビデンス(研究報告等)を審議会や検討会にかけ、その結果や報告書を法律に反映させて制度化していくところ、本稿は最終回までの検討会の議論と報告書をベースとしたメンバーとして参加してきた筆者個人の見解であることをお断りする。やれ」と命じられて、慌てて検討会を立ち上げ

## 提出コメントの概要

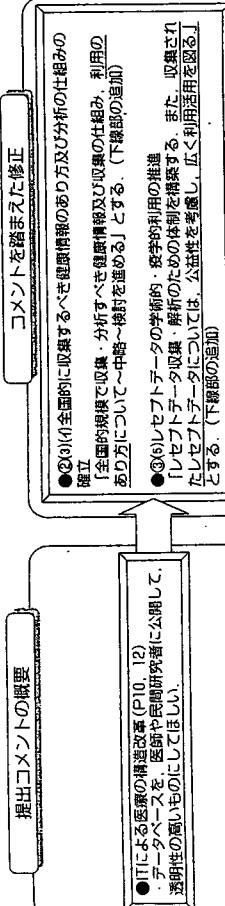


図1 重点計画2006のパリックコメントによる主な具体的修正点

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/i2/dai38/38siryou1.pdf)

る、といったことは通常は考えにくい。

その「非」通常のパターンをたどったのがRNDB構想であった。総選挙後の2005年10月19日に出された厚労省改革試案でも、レセプトは「オンラインを含め一貫してペーパレスで行われる仕組みづくりを目指す」という漠然とした表現にとどまっていた。特定健康診査・保健指導データはオンライン提提出が当初から義務づけられ、それをデータベース化して評価分析することは想定されていたものの、レセプト情報はせいぜい保険者レベルで医療費への効果を評価するのに活用することが想定されていた程度で、RNDBと呼べるような構想はなかった。

平成23(2011)年度までにすべてオンライン化という目標は、12月1日に出た与党の医療制度改革で出てきたものである。週刊社社会保障誌は「厚労省試験から12月1日の大綱提出までの約40日間に突如として入った」と表現している。<sup>11)</sup>より厳密に言うと「5年間の猶予期間を経てオンライン化」という方針は、11月21日の規制改革・民間開放推進会議と厚労省との公開討論会で合意された<sup>22)</sup>。討論後記者会見した鈴木良男議長代理は「レセプトオンライン講演の義務化はすべての医療改革のスタートライン。…やつと暗黒の医療界にともしひがついた。このともしひはどう大きくしていくのかという問題だとうれしく感じている」と感慨深げに語っている。オンライン化は、議論らしい議論なしにあつて決まり定され、省令改正された。

RNDBがトップダウンで導入された歴史的経緯は、2001年1月の中央省庁再編にまでさかのぼる。この再編で内閣の権限が大幅強化された。経済財政諮問会議といった首相直属ブレーンが組織され、医療や社会保障の政策決定にも官邸の意向が強く反映するようになつた。そうした体制下

では、総理大臣も、コンセンサス重視型よりもリーダーシップ発揮型が求められる。同年4月に誕生した小泉政権が戦後3番目の長期政権となつたのも、それが新体制が最も欲したタイプであつたためであろう。

もうひとつ省庁再編と同時にスタートしたのがIT基本法である。この法に基づき内閣官房にIT戦略本部が設置され、e-Japan戦略と呼ばれる國家戦略が策定された。2005年までに世界トップのIT国家を目指す、という野心的なもので、各省庁もこぞって5か年計画を策定した。厚労省も2001年12月に「保健医療の情報化に向けてのグランドデザイン」を策定し、電子レセプトを2004年度までに病院レセプトの5割、2006年度までに7割、という数値目標を示した。

この目標は達成されたか？  
2005年時点での評価で、不十分とされたのが医療分野、特にレセプト電子化であった。グランドデザインの目標達成など絶望的で、2002年越冬期にナショナルデータベースという表現が使われた。案には多くのコメントが寄せられたが、RNDBについては唐突だったためか、コメントも少なく案通りに決まった。

翌年には新IT改革戦略の具体的方策を示す重点計画2006が出されたが、そのパブリックコメントの過程でレセプトの研究活用を求める研究者からの声が採択され、「収集されたレセプトデータについては、公益性等を考慮し、広く利活用を図る」という文言が追加された(図1)。これによりRNDBが、国だけでなく研究者も含め広く開放されたものとなることが決定した。パブリックコメントというシステムが有效地に機能した例である。

12月8日には内閣IT戦略本部より新IT改革戦略のパブリックコメントが開始された。示された案には「レセプトのデータベース化とその医学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を抑制する、…レセプトデータの学術的(疫学的)利用のため、ナショナルデータベースの整備のおよび医療費に関する情報の収集、分析、評価および提供に係る体制の整備」も手つかず状態、そこへもって、新たに示された厚労省試案に、何の数値目標も期限も含まれていない、とあっては、失望を買ったとしても不思議でない。

またお隣の韓国が、同じ期間にレセプトの完全オンライン化を達成したのみならず、世界トップクラスのデータウェアハウスを構築し、事務経費の合理化だけでなく、医療の質向上や疫学研究に盛んに活用している、という事実も危機感を抱いた。オンライン化だけでは単なる経費削減にしかならない。その真面目は、データベース化情報活用することによって初めて発揮される。そのことは同時期に行われた韓国での実態調査が余すところなく明らかにし、IT戦略本部の方針決定にも影響したようだ。

ただだから、2006年8月、IT戦略本部は医療評議会を開設し、医療IT化について解説と監視を行うことになった。レセプト情報ならびに特定施設検査・保健指導データの活用も、当然その対象となる。官邸の直接の監督を受けること自体、それだけRNDBが一省庁にとどまらない国家的重要性があることを示している。

## 根拠法

RNDBを構築する根拠法は、高齢者医療法第16条、すなわち「厚生労働大臣は、全国及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施および評議会に資するため、次に掲げる事項に關する情報を以て調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。一、医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾患別の状況その他の厚生労働省令で定める事項」である。保険者は、この調査分析に必要な情報を提供することが義務づけられており(2項)、また、この調査分析事務の一部を支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができる(第17条)。

なお、全面改正された新統計法が2007年5月23日公布され、2年内に施行されるので、それとの関係は当然問題になる。新統計法は「他の法律において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの」は対象外とされるためそのためRNDBは新統計法の適用外となる。

しかし新統計法は、調査票の二次利用(32条)、調査票情報の提供(32条)、一般からの委託によるオーダーメイド集計(33条)、そして匿名データの提供(36条)など、旧統計法では認められない新たなデータ利用を可能にしている。そのため、RNDBの研究者等による研究目的の利用・提供のルールが階層される。むしろ新統計法の適用を受けることにより、より柔軟な対応も可能になるかもしれない。

電子レセプトに含まれるすべてのデータを収集する情報